



Title	『仁科開基』考 : 泉小太郎伝説と八面大王伝説
Author(s)	間枝, 遼太郎
Citation	国語国文研究, 164, 1-16
Issue Date	2025-03-19
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99415
Type	journal article
File Information	164_1.pdf



『仁科開基』考

——泉小太郎伝説と八面大王伝説——

間 枝 遼 太 郎

一 はじめに

長野県に伝わる文献に、『仁科開基』というものがある。^{〔1〕}これは信濃国の伝説・歴史をおよそ年代順に記した文献で、特に童話『龍の子太郎』の原話にもなった（泉小太郎伝説）、信濃の田村麻呂伝説の代表格の一つである（八面大王伝説、謡曲『紅葉狩』と関係する（鬼女紅葉伝説）といった、信濃の代表的な諸伝説が記載されている点に大きな特徴がある、中近世の日本の伝説を考える上で興味深い文献である。

ただし、現在この文献の存在は、一般には全く知られていないと言っても過言ではない。その原因は、そうした諸伝説を含む『仁科開基』の記事と類似した内容の文章が、松本藩により編纂された信濃国の地誌『信府統記』（享保九年（一七二四）成立）の巻第十七「安曇筑摩両郡旧俗伝」にも収載されていること、そして今日『信府統

記』の方が『仁科開基』より成立が先である（『信府統記』の内容を基にして『仁科開基』が作られた）と見なされていることにあるだろう。現状においては、『信府統記』が先の諸伝説の文献上の初出とされ、^{〔2〕}それら伝説への言及がなされる際は、多くの場合『信府統記』が参照されるようになってきている。研究の場においても、例えば八面大王伝説について論じた細川恒氏は、

「八面大王伝説」を最も早い時期に研究の対象として取り上げたのは、降幡雷淵『新撰仁科記』（明治三十五年）であるが、その後、同伝説は高木敏雄『日本伝説集』（大正二年 郷土研究社）、柳田國男『日本の昔話』（昭和五年 アルス）、松谷みよ子『信濃の民話』（昭和三十二年 日本の民話Ⅰ 未来社）などの児童向け図書を中心に盛んに取り上げられるようになった。一方、藤澤衛彦『日本伝説 信濃の巻』（大正六年 日本伝説叢書刊行会）のような伝説集成にも採られ、民間での口承のほかに書承化も進んだ。

同伝説の書承化に当っては、改めて地元在住の研究者による採話も行われたが、多くの場合は享保九年（一七二四）に完成した『信府統記』に記された内容を参照することが多かったと思われる。明治以降の「八面大王伝説」のほとんどが、『信府統記』の記述に基づいて書かれたがゆえに、話の内容も坂上田村麻呂による有明山の鬼神退治という形へと定着することになったのである。そして、『信府統記』は次第に「八面大王伝説」の初出文献あるいは基本文献と考えられるようになった。（中略）

このように、松本藩の正史としての意味を持つ『信府統記』が、以後の類書に及ぼした影響力には大きなものがあつたにちがいない。事実、『信府統記』以降に書かれた『信濃奇勝録』（天保五年 一八三四執筆）や『善光寺道名所図会』（天保十四年 一八四三）などの地誌や街道記の類、また、『筑摩安曇古城開基』や『仁科記』、『仁科開基』といった書物における「八面大王伝説」の記述を見ると、『信府統記』を基本文献として書かれたと思われる構成や表現が確認できる。

と、『信府統記』が大きな影響力を持っていたこと、そして傍線部のように『仁科開基』も『信府統記』の記述を基として書かれたということを説いている。また細川氏はそこから『信府統記』を信濃の田村麻呂伝説のスタンダードと見なして、後述の筑摩八幡宮（今の松本市筑摩の筑摩神社）の縁起『信州築摩八幡宮演儀』との比較などへ論を進めていく。

しかし、果たして『仁科開基』は『信府統記』より新しい文献なのだろうか。それらの伝説について考える際、『信府統記』の本文や

成立年代を基準として済ませて良いだろうか。本稿では、諸本の情報の整理、泉小太郎伝説・八面大王伝説についての再検討などを通じて、『仁科開基』の位置付け、類似文献の『信府統記』『信州築摩八幡宮演儀』『仁科濫觴記』との関係を捉え直し、信濃の諸伝説を考える上での一助とすることを試みる。

二 『仁科開基』と『信府統記』の関係

『仁科開基』を翻刻した『安筑史料叢書』第四輯において、『唯信府統記』の兩郡舊俗傳には所々に多くの註釋的又は補説的記事あるに付き、其分だけ信統本と肩書して一段下げて拾録して置いた」（書目解題）と、『信府統記』巻第十七「安曇筑摩両郡旧俗伝」が『仁科開基』の「多くの註釋的又は補説的記事」のある異本のように扱われているように、『仁科開基』と「安曇筑摩両郡旧俗伝」は多くの記事において共通の内容を持つ。

そこで『仁科開基』と『信府統記』の関係を考えようとするとき、まず一つ注意される点が『信府統記』巻第十七「安曇筑摩両郡旧俗伝」の内部にある。それは、『仁科開基』と共通する記事の一部について、何らかの典拠に基づいて作成されていることを明示する記述が存在する点である。「安曇筑摩両郡旧俗伝」の中にある、室町時代の仁科城代遠山和泉守の記事を見ると、「此等ノ説分明ナラサレトモ、旧記ニ任セ載ル」と、典拠とした「旧記」が存在することが割注で示されているのである（遠山和泉守の記事は『仁科開基』にもほぼ同じものが存在するが、この「旧記」に関する割注は『仁科開

『仁科開基』には存在しない。ここに、「安曇筑摩両郡旧俗伝」の（『仁科開基』と共通する記事の）背後に「旧記」なるものがまず浮上してくる。

また、「安曇筑摩両郡旧俗伝」と『仁科開基』に収載される記事の性質・情報源の差異も注目される。「安曇筑摩両郡旧俗伝」には、『仁科開基』と共通する泉小太郎・八面大王などの記事に加えて、筑摩八幡宮の伝えに由来する泉小次郎・魔道王伝説（是筑摩八幡宮/社人伝へシ説ナリ）として記される）や、穂高神社の縁起に由来する義死鬼伝説（穂高ノ縁起ニ曰ク）として記される）などの様々な情報源による記事が存在する（これらの記事が『安曇史料叢書』第四輯で「信統本」独自の記事として特記される部分を形成する）。それに対し、『仁科開基』には筑摩八幡宮の伝え（泉小次郎・魔道王伝説）・穂高神社縁起（義死鬼伝説）などの記事はない。仮に「安曇筑摩両郡旧俗伝」から『仁科開基』が作られたとすれば、『仁科開基』に筑摩八幡宮・穂高神社縁起なども引き継がれているのが自然であるが、そうはなっていないのである。

以上のことは、「安曇筑摩両郡旧俗伝」の記述の基盤となっている「旧記」が『仁科開基』であること、また「安曇筑摩両郡旧俗伝」はその『仁科開基』に取材した記事に別の情報源（筑摩八幡宮の社人の伝え、穂高神社の縁起、その他の口伝など）による記事を付加することで成り立っているという構造を持つことを示唆する。

そして、「安曇筑摩両郡旧俗伝」が『仁科開基』に取材していること（『仁科開基』が「安曇筑摩両郡旧俗伝」より先に存在していたこと）を裏付けるのが、諸本の情報である。『仁科開基』の諸本は、『安曇史料叢書』第四輯の書目解題に「写本として多く松本平に流布せ

られ、世間周知の事なれど」「今般出版に当り流布本十三部を比較校合せるに」とあるように、戦前の時点で既に安曇郡・筑摩郡（中信地方）を中心とした信濃の旧家などに多く確認されていたと見られる。ただ、当該解題に各写本の情報が全く記されていないこともあって、比較校合された「十三部」の諸本の所在などは現在においては不明となっている。したがって、本稿では稿者が新たに調査・蒐集し得た伝本によって検討を進めることとする。以下にこの度把握できた四十七本の写本の情報を掲げる。⁶⁾

- ① 享保八年（一七二三）八月写『信濃国安曇郡開記并松本代々城主治世年数町々建初諸役御免惣根源□筋事』安曇野市文書館蔵 多田家（中屋敷・多満城）文書（登録番号E2-1）
- ② 享保十年（一七二五）写『信濃国両郡開基 信州有明里全』安曇野市文書館蔵 三溝政之進家文書（登録番号E2-1）
- ③ 享保十七年（一七三二）写『信濃国松本両郡開基』間枝遼太郎蔵
- ④ 延享四年（一七四七）写『信濃国松本両郡開基』松本市文書館蔵 平林とも子家文書（写真資料番号1E）
- ⑤ 寛政元年（一七八九）写『信濃国安曇郡仁科古記』名古屋大学附属図書館神宮皇字館文庫蔵（請求記号Z15-Z51）
- ⑥ 寛政四年（一七九二）写『信州信濃開記（安曇郡開基、木曾義仲開基、松本御城開基）』松本市文書館蔵 山下一家文書（写真資料番号106）

- ⑦文化元年（一八〇四）写『信州仁科開基并松本御城記』松本市文書館藏 平出丞家文書（写真資料番号 41）
- ⑧文化四年（一八〇七）写『安曇郡筑摩郡両郡開基全書』長野市公文書館藏（資料番号 旧 信州新町役場 1 文化 1-122）
- ⑨文化七年（一八一〇）写『信濃国両郡開基』安曇野市文書館藏 市川家文書（登録番号 1）
- ⑩文化十三年（一八一六）写『信濃国両郡開基縁繼図』間枝遼太郎藏
- ⑪文政三年（一八二〇）写『安曇郡・筑摩郡開基全』松本市文書館藏 二木次人家文書（資料番号 7）
- ⑫天保十四年（一八四三）写『筑摩安曇両郡開記』西尾市岩瀬文庫藏（資料番号 48-50）
- ⑬安政二年（一八五五）写『筑摩安曇二郡開記』間枝遼太郎藏
- ⑭文久元年（一八六一）写『安曇筑摩両郡開基録』早稲田大学中央図書館藏（請求記号ハ 04 06188）
- ⑮文久二年（一八六二）写『安曇郡筑摩郡開基』間枝遼太郎藏
- ⑯文久三年（一八六三）写『信濃国両郡 松本開基』松本市文書館藏 三沢誠也家文書（写真資料番号 38）
- ⑰明治七年（一八七四）写『信濃有明之里貳郡開基 信州有明之里両郡開基』松本市文書館藏 上條佐太郎家文書（写真資料番号 7）
- ⑱明治七年（一八七四）写『信濃有明里并松本城主記』松本市文書館藏 米山善之家文書（写真資料番号 172）
- ⑲『仁科開基』松本市文書館藏 犬飼勝忠家文書（写真資料番号 3）
- ⑳『仁科松本開基代々城主記』松本市文書館藏 所武郷家文書（写真資料番号 188）
- ㉑『信州仁科、松本開基上越共式拾町』松本市文書館藏 河辺義正家文書（資料番号 475）
- ㉒『信濃国安曇郡開基』松本市文書館藏 小林啓之助家文書（資料番号 862）
- ㉓『信州筑摩安曇両郡開基』松本市文書館藏 小林泉家文書（資料番号 27）
- ㉔『筑摩、安曇両郡開記』松本市文書館藏 吉沢幸作家文書（写真資料番号 51）
- ㉕『信州仁科開基』松本市文書館藏 高橋泉翠家文書（資料番号 16）
- ㉖『信濃国松本両国郡開基』松本市文書館藏 百瀬陣屋近藤家文書（写真資料番号 970）
- ㉗『松本開記録』松本市文書館藏 穂刈家文書（写真資料番号 1）
- ㉘『信州両郡開記』松本市文書館藏 大島為昌家文書（資料番号 409-1）
- ㉙『信州有明開記』松本市文書館藏 吉沢家（中町）文書（資料番号 3）
- ㉚『信濃国安曇郡筑摩郡御城主歴代記』松本市文書館藏 保刈敏之家文書（写真資料番号 115）
- ㉛『續代記全（安曇郡開基・松本開基信州筑摩郡）』松本市文書館藏 青柳修二家文書（資料番号 12407）
- ㉜『信濃国両郡開基 附小笠原系図拔書全』松本市文書館藏 長嶺

家文書（資料番号512² 写真資料番号213）

③③ 『信濃国安曇筑摩両郡開基』松本市文書館蔵 大河内家文書（八云田町村）（資料番号3）

③④ 『安曇筑摩両郡開基』安曇野市文書館蔵 柴野武夫家文書（登録番号32-1）

③⑤ 『仁科記』長野県立歴史館蔵 丸山清俊資料（請求記号0-6/233/2）

③⑥ 『信州砂古』長野県立歴史館蔵 丸山清俊資料（請求記号0-6/230/1）

③⑦ 『信濃国安曇郡開基』長野県立歴史館蔵 筑摩郡金山領文書（請求記号5-25/603）

③⑧ 『万代宝書筑摩安曇 御城主御代替并寺社開記』長野県立歴史館蔵 松本市文書館移管文書（請求記号0/27/327/1）

③⑨ 『安曇郡筑摩郡両郡開基 信州深瀬乃開基 野馬台之詩』信州大学図書館蔵（請求記号290/A99/KOTANI）

④① 『信州有明里開基』信州大学図書館蔵（請求記号290/Sh69/KOTANI）

④② 『信州筑摩安曇両郡開基』宮内庁書陵部蔵（函架番号165・334）

④③ 『筑摩安曇両郡開記』西尾市岩瀬文庫蔵（資料番号125-98）

④④ 『信濃国安曇郡筑摩郡御城主歴代記』間枝遼太郎蔵（元札幌大学女子短期大学部教授高橋伸幸氏旧蔵）

④⑤ 『信濃両郡歴代』間枝遼太郎蔵

④⑥ 『仁科開基 旧俗伝記 松本開基 竝松代開基抜書』間枝遼太郎蔵

枝遼太郎蔵

④⑦ 『信陽松本領 有明之里 仁科之記巻』間枝遼太郎蔵

これらの伝本の中でまず注目されるのは、①の享保八（一七二三）年八月写『信濃国安曇郡開記并松本代々城主治世年数町々建初諸役御免惣根源口筋事』だろう。享保八年八月という書写時期は、『信府統記』の成立した享保九年十二月より早い。『信府統記』の編纂を松本藩主水野忠幹が命じたのが享保七年九月のことであるため、編纂途中の『信府統記』の一部（巻第十七「安曇筑摩両郡旧俗伝」）が抜き出され、『仁科開基』のような形の独立した書物となった可能性は皆無ではないものの、編纂の下命から一年も経たない段階で編纂担当者とは関係のない場に伝わり写本として流布するに至るとは考え難い。むしろ、既に存在していた『仁科開基』の内容を『信府統記』が取り入れたと考えた方が自然である。

また、成立年代の問題と関わって興味深い記述を持つのが、④⑦の『信陽松本領 有明之里 仁科之記巻』である。この架蔵本には、編年的に書かれる記事の間に、「宝永三年迄四百七十年也」「宝永三年迄二百九十四年也」などといった「宝永三年」までの年数を示した記述が計九箇所付記されているという特徴がある。これは宝永三年（一七〇六）を現在とする認識を反映していると考えられ、ある段階の書写者が記事の出来事の年代から現在（宝永三年）までの年数を注記したものと推定できる。

以上、先述の『仁科開基』との内容比較から窺える『信府統記』

卷第十七「安曇筑摩両郡旧俗伝」の性格と、右の写本①の書写年代「享保八年」、写本④の「宝永三年」注記とを考え合わせると、『仁科開基』は『信府統記』成立以前に存在していた（既存の『仁科開基』の内容を主要な素材として「安曇筑摩両郡旧俗伝」が作られている）と判ぜられるのである。

三 泉小太郎・八面大王伝説——『信州築摩八幡宮演儀』との比較

前節では『仁科開基』が『信府統記』より成立の古い文献であることを確認したが、次に、そのことがどのような問題に繋がっているのかということを、『仁科開基』に載る代表的な二つの伝説に関する点から見えていきたい。

『仁科開基』および『信府統記』卷第十七「安曇筑摩両郡旧俗伝」に載る伝説のうち、これまで特に注目されてきたのは、次に掲げる泉小太郎伝説と八面大王伝説である。

『仁科開基』日光和泉小太郎伝説（引用は写本①による）

信州有明の里は人王十式代景皇^⑧天王十二年迄湖なり。此湖に犀竜と云ふ物住。是より東に高梨と云処に千尋の池有り。此池に白竜王と云ふ物住。犀竜と夫婦の嫁をなし、一子をなす。

（八幡山）

放光寺山にて誕生し、日光和泉小太郎殿と申奉る。其後小太郎殿、はづかしく思ひ湖水に入隠給ふ。小太郎殿母の行衛を御尋の処に、今の熊倉下田の奥、尾入沢にて彼犀に逢給ふ。其時、犀宣

は、汝我のりて此湖を乗割、人里になすへし。我は是是西南方富命諏訪大明神の化身也。氏子繁昌のために自現したりと宣。其時、小太郎殿犀にのり給ひ三清地と云処の滝を乗割、越後国大海迄乗割給ひ、是よりして右の処を犀川と云也。彼尾入沢は是よりして犀乗沢と云。其後、彼犀竜は白竜王を尋て坂木の横吹と云処の岩穴入り給ふ。小太郎殿、有明の里に帰り給ひて、今の十日市場川会と云所に屋形を立、はんぜうし給ひ、其後、白竜王并犀竜来り、小太郎殿に御対面。其時、白竜宣ふは、我は大日如来の化身也也、後白竜犀共に仏崎の穴に入給ふ。其後、小太郎殿年月を経て、我は千手観音の再来なり。此里繁昌安全に守へしと宣ひて、是より仏崎の穴に入給ふ。後に彼処に社を建、河会の大明神と奉祝。

『仁科開基』魏石鬼八面大王伝説（引用は写本①による）

其比、中房山に鬼神住て人の仇と成。魏石鬼八面大王と云。延暦廿四年、坂上田村将軍利仁公、御退治に御出陣、矢原の庄に御下着。是より中界の城に御移、往古日出度御城迎、河会に軍兵を揃へ、大同元年に八面御退治。鬼神の剣は戸放し権現に納め給ふ。此里、鬼神住て人の科と成る。是によりて仁科と書て仁科と号す。其節、放光寺観音御建立。当処三年の間不納になし被下。此厚恩に、百姓共田村将軍御はんせうの御祈祷とて、神社仏閣を建し、田村御建立と札を書納る。其時等々力玄蕃亮^⑨業時と云ふ者並処にのこし、京都に帰給ふ。

泉小太郎伝説は、昔、筑摩・安曇の盆地一帯が広い湖だったとき、

大日如来の化身の白竜王と諏訪明神の化身の犀竜という二頭の竜の子である日光和泉小太郎が、母の犀竜に乗って山を裂いて水を海に流し、湖を人々が住める平地にした」という話である。また八面大王伝説は「昔、中房山に魏石鬼八面大王という鬼神がいて人々を苦しめていたので、田村將軍が来てこれを退治した」という話である。

これらの記事は両伝説の代表的な例として、『信府統記』を典拠としてしばしば参照されるものであるが、ただ他方で、『信府統記』に記載されるこれらの伝説よりも古い、本来的な内容を記した文献が他にある、という主張も存在している。その古い内容を記した文献というのが、『仁科開基』と同じく『安筑史料叢書』第四輯に翻刻が収載される筑摩八幡宮の縁起、『信州築魔八幡宮演儀』である。本文が長大であるため、内容の大概を次に示す。

・泉八郎（鉢伏権現の化身）と姫（観音の化身）が夫婦となり、泉小次郎が生まれる。小次郎は犀に乗って山を割り、湖の水を海に流し平地にした。

・その後、鬼神魔道王が現れ、討伐のため京より公家の雨宮殿と吉田殿が派遣される。吉田殿は諸神を勧請し、また泉小次郎が先勢の奉行に、泉八郎が中の奉行に、林六郎が幡本の奉行に任ぜられる。魔道王は諸神や小次郎・八郎・六郎らの活躍により討ち取られた。最終的に登場人物たちは筑摩郡一帯の寺社の神仏となる。

この『信州築魔八幡宮演儀』の「泉小次郎」と「魔道王」の話が『信府統記』の「日光和泉小太郎」と「魏石鬼八面大王」の話より古いと論じたのが、細川恒氏である。「泉小次郎」と「魔道王」の伝説

は『信府統記』にもかなり省略された形で載っているのが、細川氏は論文「八面大王伝説」の新文献^①で、次のように述べる。

しかし、『信府統記』の中に「八面大王伝説」とかかわる記述を追っていくと、その中で『信府統記』に先行する口承や文献が存在していたことを示唆する表現と出会うのである。それは、「是筑摩八幡宮ノ社人伝ヘシ説ナリ」という一節である。

私は「八面大王伝説」の古い形は、『信府統記』の中で「魏石鬼八面大王伝説」と同じ文脈の中に出てくる「魔道王伝説」に見出すことができると考えているが、先の一節はこの「魔道王伝説」の末尾に記されている。

この指摘に拠るならば、筑摩神社の縁起である『信州築魔八幡宮演儀』が、「八面大王伝説」の現存するもつとも古い文献であると考えるとよいのではないか。ところで『信府統記』、『信州築魔八幡宮演儀』のそれぞれに採られている「魔道王伝説」には、坂上田村麻呂伝説の要素は全く見られない。つまり、現在は田村麻呂による征討譚が中核を占めているかのように見える「八面大王伝説」は、もともと坂上田村麻呂伝説とは無縁な話だったということになるのである。

これに続く文で細川氏は、八面大王伝説が坂上田村麻呂による蝦夷征討の歴史的事実には基づかない伝説であるという郷道哲章氏の論を参照し、田村麻呂の関わる形の八面大王伝説が後世的なものであるという見解の補強を試みている。また細川氏は、「八面大王伝説」における流布の問題」という論文でも、「また、坂上田村麻呂伝説の要素も江戸時代に入ってから鬼伝説に付会されて、『信府統

記（享保九年・一七二四年）で初めて文獻上に現れたものであると私は考える」と、田村麻呂の関わる鬼伝説の新しさを述べる。このように、細川氏は『信府統記』に載る魔道王伝説の末尾に典拠を示唆するものとして記される「筑摩八幡宮ノ社人伝ヘシ説」に相当するものが筑摩神社の縁起「信州築摩八幡宮演儀」であると指摘し、文獻に拠る限り、田村麻呂の登場する魏石鬼八面大王伝説（『信府統記』が最古）より田村麻呂が一切登場しない魔道王伝説の方が、『信府統記』より前の文獻が存在するため古いとする。

しかし、前節の検討により、『信府統記』の魏石鬼八面大王伝説部分も、『仁科開基』という先行文獻を典拠とすることが明らかとなったため、『信府統記』との先後関係から「信州築摩八幡宮演儀」が、「八面大王伝説」の現存するもつとも古い文獻である」と単純に言うことはできなくなった。すなわち、文獻の成立順から『信州築摩八幡宮演儀』に記される魔道王伝説の方が、『信府統記』に記される魏石鬼八面大王伝説より古いと言うこともできなくなった（文獻の成立順を伝説の成立順の判断の材料とする方法は、ここでは有効ではなくなった）ということである。伝説の先後関係を考えようとするならば、それはやはり話の内容面から決するしかないことになる。それを踏まえて『仁科開基』と『信州築摩八幡宮演儀』の内容を比較すると、むしろ『信州築摩八幡宮演儀』に載る話の方が新しいと判断できる点がいくつか浮上してくる。

一点目は、鬼の討伐者の問題である。先行研究にあったように、八面大王を田村麻呂が討伐したというのが歴史的・事実的反映でないことはその通りと考えられるが、そこからそのまま「田村麻呂によ

る討伐譚より、田村麻呂の登場しない魔道王伝説の方が古い」と導き出すことができるかという点には再考の余地がある。『信州築摩八幡宮演儀』では、京都から来た公家「吉田殿」が諸神を勧請し鬼の討伐に参画したとされる。この諸神を勧請する京都の「吉田殿」とは、明らかに京都の神祇官吉田家・吉田神道の存在を前提とした登場人物である。これは討伐者の性格としては、田村麻呂（田村利仁。信濃の伝説においては諏訪明神の縁起に見えるように古くから鬼や朝敵の討伐者として登場する）より新しいと言わなければならぬ¹⁵。魔道王伝説には、田村麻呂よりさらに後世的と見られる要素が存在しているのである。

二点目は、泉小太郎・泉小次郎の位置付けの違いに関する点である。『仁科開基』では、日光和泉小太郎の話（景行天皇の時代）と魏石鬼八面大王の話（延暦年間）は時代が異なり、直接繋がるものではない。しかし『信州築摩八幡宮演儀』では、泉小次郎の話と同時代のものとして魔道王の話が描かれ、しかもその魔道王討伐には泉小次郎も参戦することになっている。泉小太郎（小次郎）伝説と八面大王（魔道王）伝説が元から一体だったと考えるより、本来は『仁科開基』にあるように別個のものと考える方が自然ではないだろうか。長野県大町市八坂（北安曇郡八坂村）には、「紅葉鬼人」が八面大王と恋仲になり「金時」を生んだという、鬼女紅葉と八面大王と坂田金時の話が融合した伝説が伝わるが、それと同様、信州築摩八幡宮演儀の場合も八面大王伝説に別個の伝説が接合したものと考えられる。

三点目は、「八面大王」の名に関する点である。細川氏は『信州築

魔八幡宮演儀』の魔道王伝説も「八面大王伝説」に包括されるものとして扱っているが、実のところ『信州築魔八幡宮演儀』の魔道王伝説では「八面大王」の名は一切記されていない。細川氏は「魏石鬼」や「八面大王」の名自体は古いものだと思えており、そうだとすると、その名を記さない『信州築魔八幡宮演儀』の話が古いとは考えづらくなる。なお、「魔道王」という名は、仏教の視点から魔道の王、魔の王を指したものと見られ、固有名詞的ではないと言える。この点で、拙稿「諏訪明神縁起における聖徳太子伝の受容と展開―『諏方大明神講式』を中心に―」（『國學院雑誌』第百二十二巻第五号、二〇二一年五月）にて扱った諏訪信仰における「洩矢」と「魔王」の関係（諏訪明神縁起において諏訪明神と対立する「洩矢」という存在（神）が、『諏方大明神講式』で「魔王」の化身と設定され、神仏に仇なす存在として扱われた）と類似する。「魔道王」も、元から存在していた八面大王が仏教的な「魔」という性格を背負わされて変容したものと捉えることができよう。

以上のように、『信州築魔八幡宮演儀』の泉小次郎・魔道王伝説は、細川氏の論じるような「八面大王伝説」の古い形」というよりも、むしろ「仁科開基」にあるような日光和泉小太郎伝説・魏石鬼八面大王伝説を増補改変したと思しき箇所が目立つ¹⁸。『信州築魔八幡宮演儀』の内容は、別個に存在していた泉小太郎伝説と八面大王伝説を再構成し、新たな本地物の縁起として成形したものと見るのが妥当と考えられる¹⁹。

四 『仁科濫觴記』の問題

そうだとすると、『仁科開基』は類似文献の中でも（少なくとも泉小太郎・八面大王伝説に関しては²⁰）内容面で相対的に古態を残すものと評価できるということになるが、そこで注意したいのが、泉小太郎・八面大王伝説と共通性を持つ話を記す『仁科濫觴記』という文献の存在である。

この『仁科濫觴記』を積極的に評価しようとしたのが、歴史学者の牛山佳幸氏である。牛山氏は論文「田村麻呂伝説と清水寺信仰―とくに信濃における成立時期とその背景―」において、「伝説を歴史的に検討した場合、どのような解釈が可能なのか」（二二五頁）という関心から信濃の田村麻呂伝説に取り組み、信濃の八面大王・魔道王伝説は戦国時代の武田氏が筑摩・安曇の地を支配する正当性を示すために作らせたものだという見解を提示する。そして、その想定によく合致するものの一つとして牛山氏が取り上げたのが、『仁科濫觴記』であった。

これまで言及できなかったが、八面大王を主人公とするもう一つの文献『仁科濫觴記』は、その意味で興味深い内容を有している。すなわち、同書の筋立では八面大王を退治したのは「仁科氏」で、指揮した大將は「田村守宮」なる人物であるという設定になっている点である。ここにいる仁科氏というのは、話の内容からすると仁科氏の正統ではなく、その滅亡後に名跡を継いだ信玄の实子、盛信のことを指していると思われる。（中

略)問題は、『仁科濫觴記』が従来、郷土史家の間でも等視される傾向にあることで、それは全編が荒唐無稽な記事に彩られているためとみられるが、こと鬼神伝説という点に関しては『信府統記』や『信州築魔八幡宮演儀』に所載されるものと大差ない。ただ、何分にも明確な成立年次を考証する手掛かりがなく、それらの伝説との先後関係もはっきりしないのであるが、仮に同書の伝説の方が古態を伝えているとすると、これが作成された意図的に流布されたのは、盛信の治世下の数年間に絞られる可能性が出てくると言えよう。⁽²⁾

右のように、牛山氏は成立年代不詳の『仁科濫觴記』に『信府統記』や『信州築魔八幡宮演儀』のものと大差ない鬼神伝説が記載されているとし、それが類似文献の中でも特に古態を伝えていいる可能性があると示唆する。しかし、実際に『仁科濫觴記』の本文を確認すると、そもそもその内容は「こと鬼神伝説という点に関しては『信府統記』や『信州築魔八幡宮演儀』に所載されるものと大差ない」とも「古態を伝えている」とも言い難い内容であることがわかる。『仁科濫觴記』の大きな特徴の一つは、超自然的な伝説をより現実的になるように改変していると見られる箇所が少なくない点にある。泉小太郎伝説と八面大王伝説に相当する『仁科濫觴記』の記事を次に掲げる。

『仁科濫觴記』冒頭部・白水郎日光

爰二仁科ノ開礎ヲ尋ルニ、人皇拾代帝崇神天皇ノ末ノ太子二仁品王ト申奉有。拾一代垂仁天皇ニハ弟王子也。長臣ニハ保高見熱躬、武内ノ山雄ヲ両翼トナシ、數ノ臣下ヲ引連降臨在々テ、

土地ノ形容ヲ窺ヒ賜フニ、山川數多流雲霧深ク蔽ヒテ、村里モ定カナラズ。大雨降時ハ水勢倍々湖ノ如成レリ。蒼生等、此難ニ及事甚シ。親王【臣下ヲ初メトシテ仁品親王ト奉称也】是ヲ歎カセ賜ヒ、諸臣ト考語マシマシテ、九頭子ト云臣二河泊司ヲ命ジ、山ヲ伐リ岩ヲ伐除テ水路広開ヲ命シ賜フニ、則九頭子、蒼生ノ健男ヲ集、水ニ馴レタル者數多有中ニ、日光ト云者水中ノ働キ尋常ノ人ニ勝レタリト云エリ。此日光ヲ白水郎ノ長トナシ、河底ノ岩ヲ除キ砂岩ヲ排ヒ流シテ水路ヲ広開セン事ヲ成サシメ賜フ。⁽²⁾

『仁科濫觴記』八面鬼士大王

一、神護慶雲ノ年ノ末宝亀年中ニ及、小盗出来テ民家ノ壁ヲ折、或ハ倉庫ニ忍入り雜物財宝ヲ掠メ取レリ。(中略)

一、宝亀八年【丁巳】秋八月、河南ノ地頭等ヲ宝祚谷城内エ召サレ、盜賊ノ有所見出サン事ヲ命ジ賜フ。(中略)日ヲ追、年ヲ経テ、中分沢ノ山奥ニ盜賊籠リ居、後々ハ八人ノ首領出来テ人民ヲ悩マセシ事甚シ。山ヨリ出ル時ハ面ヲ色々ニ塗り八面鬼士大王ト号シ、手下ヲ引連強盜ヲ成ス。依テ和泉守殿家臣【三代目ノ田村守宮、改名シテ等々力玄馬ト云】等々力玄馬ヲ使トシテ、帝都工訴サセ給ヒニシカバ、將軍家ヨリ鬼賊追討ノ宣旨ヲ下シ賜リ、等々力玄馬亮、都ヨリ帰国致セシ也。

八鬼退治手分之事

延暦八年二月上旬、鬼賊追討ノ宣旨下リシカバ、筑摩安曇兩郡ノ地頭ヲ止歩可見庁へ集メ給ヒ、和泉守殿、美濃殿、宝祚谷明

清、止歩可見序ニ出御在セ給ヒ、四臣并ニ田村守宮、同玄馬亮、其外衆臣地頭ノ面々、評定有リテ手配ヲ定メ給フ。

一、南ノ方追手ト定メ、大将田村守宮【等々力玄馬亮ノ子也】、壯士十二人副給フ。

泉小太郎伝説に相当する「白水郎日光」の記事では、(崇神天皇の太子の仁品王という人物が多くの臣下を連れて仁科の地へやってきたが、その土地は大雨が降り続くときは湖のようになってしまいうほど排水能力の低い土地だった。そこで臣下に対処させたところ、その臣下が集めた者の中でも「日光」という者がとりわけ優れた働きをしていたので、その日光を「白水郎」(海人)の長として働かせることで、無事川底の岩も除かれ水路を広く開くことができた)という話が記されている。ここでは竜に乗った「日光和泉小太郎」ではなく、「日光」という白水郎の長が自らの技術により水路を通したとされる。泉小太郎伝説は蹴裂伝説(神仏が山を裂いて盆地の湖水を流したという伝説。甲府盆地、由布院盆地、阿蘇カルデラなど、全国各地の盆地に類話が伝わる)の一種であるが、それが人間による土木工事になっているのである。

また、八面大王伝説に相当する「八面鬼士大王」の記事では、(八人の盗賊が「八面鬼士大王」と名乗り、手下を引き連れて強盗をするようになったので、延暦八年に「田村守宮」を大将としてこれを追討した)と記されている。ここでは八面大王は鬼神ではなく、「八面鬼士大王」という八人の盗賊であるという。また、それを討伐した大将の「田村守宮」という名は、特に既存の話の改変であるとかかりやすい点の一つで、明らかに「田村麻呂」の名を変形させたも

のとなっている(麻↓守、呂↓宮)。なお、この「田村守宮」の名は『仁科濫觴記』の中では世襲制とされ、八面鬼士大王討伐の大将となった「田村守宮」は四代目であるという。

以上のように、『仁科濫觴記』所載の右の伝説が『信府統記』や『信州築魔八幡宮演儀』より古態を伝えるとは言い難い。むしろこれは、『仁科開基』などに載るような泉小太郎伝説・八面大王伝説の、(伝説をより(歴史)らしくしようという志向に基づいた)後世における展開を示すものと考えられるのである。²³⁾

五 おわりに

以上、本稿では、『仁科開基』が『信府統記』より成立の古い文献であること、またそこに記される泉小太郎伝説・八面大王伝説が、従来それらの伝説の古態とされることであった『信州築魔八幡宮演儀』、『仁科濫觴記』のものよりむしろ全体として古い要素を持つことを論じてきた。右の両伝説や鬼女紅葉伝説に加え、安曇郡には安倍貞任の子孫の安倍五郎丸が森城(仁科城)の主になったという伝説や、木曾義伸の子の義重が仁科氏の祖となったという伝説などが存在するが、それらの伝説はみな『仁科開基』が基本文献となる。

また、『仁科開基』は、成立が比較的古いというのみならず、その写本の流布の程度が類似文献の中で群を抜いているという点においても注目される。『信府統記』が(近世のうちは版本として出版されなかったこと、編纂の命を下した藩王家の水野氏が成立直後に改易されたこともあり)近世にはあまり流通せず、『信州築魔八幡宮演儀』

は孤本、『仁科濫觴記』の写本も十本に満たないという状況にあつて、『仁科開基』の写本は管見に入った限りでも四十七本ある。『信府統記』が出版された近代以降においては、『信府統記』の影響が大きいことは疑いないが、一方で近世の信濃（特に中信地方）においては、泉小太郎・八面大王などの伝説や歴史言説は、口伝に加えて、『仁科開基』を基盤として発信され、受け継がれ、規定されるという側面を持つていたと考えられる。

なお、『仁科開基』の泉小太郎伝説では母の犀竜が諏訪明神の化身とされるため、当該伝説は諏訪明神の縁起譚としての性格も持つ。近世の信濃では東信・北信地方を中心に「諏訪の本地」（甲賀三郎物語）が写本および口伝によって諏訪明神縁起として流布し、諏訪明神は甲賀三郎であるという認識が醸成されていたと見られるが、中信地方では「諏訪の本地」の写本より、『仁科開基』の写本の数の方が格段に多い。そうだとすると、当該地域においては甲賀三郎以上に泉小太郎の母・犀竜としての諏訪明神の姿が強く認識されていた可能性がある。諏訪明神縁起、諏訪信仰の展開の様相を捉える上で、『仁科開基』は興味深い文献と言える。

〈注〉

(1) 写本によって「仁科記」「安曇郡開基」「筑摩安曇両郡開基」などとも題される。同文献を翻刻した安筑史料叢書刊行会編『安筑史料叢書』第四輯（高美書店、一九四一年）、およびそれを復刊・増補した白井雅史編『安筑神史撰集』（新光社、一

九八三年）が「仁科開基」の題を採用しているため、本稿でもそれに従った。

(2) 紅葉伝説に関しては、謡曲『紅葉狩』では語られない鬼の名を「紅葉」とする初出とされる。

(3) 細川恒三「八面大王伝説」の新文献（『信濃』第五十一巻第一号、一九九九年一月）一三一―一五頁。傍線稿者。

(4) 『信府統記』の引用は、新編信濃史料叢書による。

(5) 「安曇筑摩両郡旧俗伝」は一見、全編が口伝を書き留めたものであるかのようにも見える。しかし「安曇筑摩両郡旧俗伝」には、「仁科開基」と共通する記事（安曇・筑摩の開闢から仁科五郎の死までを年代順に記す）が終つた直後に、『仁科開基』にない独自記事を八項目ほど記すパートがあり、その独自記事の冒頭には「亦語り伝フル所ノ説略下ニ載ス、但シ、聞出シ次第記カ故、年代等前後相違多シ、見ル人怪ヘカラス」とある。ここではその独自記事について（以降の箇所は口伝を聞き出し次第記しているため年代順になっていない）と表明されているのであるが、それは同時に、その直前までの『仁科開基』と共通する記事（年代順）がそれとは性質の異なる方法によって記述されていることをも示している。その性質の差異は、「旧記」の存在を踏まえれば、口伝に取材すること成書化された「旧記」に取材するかの差異であると言ふことができよう。

(6) 書写年代を記していないものは書写年代不明の写本である。写本名は外題による。内題「信濃国安曇郡開基」「松本開基小

笠原根源拔書」。袋綴。楮紙。縦二八・八裡、横一九・五裡。墨付二十四丁。表紙に「享保八年八月吉日書之」、裏表紙に「長尾組中菅村多田氏」とある。「松本開基小笠原根源拔書」（『松本開基』部分末尾の記事の年記は享保三年（二七一八）であり、宝暦や文化などの後の時代の記事を含む場合もある他の多くの写本より記事数が少ない）。

(8) 写本名は外題による。内題なし。袋綴。楮紙。縦三〇・一裡、横一九・九裡。墨付十五丁。『松本開基』部分末尾の記事の年記は宝暦七年（一七五七）であり、この写本自体は宝永三年写本を祖本とする後世の本であると見られる。

(9) 『仁科開基』には天正十年（一五八二）の仁科五郎盛信の討死までの歴史が記されるが、その後に『松本開基』という寛正六年（一四六五）以降の松本城の歴史を記した別の文献を合写する写本が多く確認される。例えば写本①は、仁科五郎の記事の次の頁に「松本開基小笠原根源拔書」という内題を記し、小笠原氏と松本城の歴史を享保三年（一七一八）まで綴る。『松本開基』は各書写者が書き継ぐ場合があったらしく、写本によって末尾の記事の年代や内容はまちまちとなっている。ただ、写本①の『松本開基』部分には「貞享元年迄百八拾貳年」「貞享元年迄百三拾三年ニ成ル」といった貞享元年（一六八四）を現在とする記述が四箇所あり（前半の『仁科開基』部分には存在しない）、『松本開基』が少なくとも貞享元年には単独の文献として存在していたことを窺わせる。また伝本の中には、『松本開基』の内題が消滅し、一つの『仁科開基』

という文献であるかのようになっている（仁科盛信の記事の直後に寛正六年の松本城関連の記事が連続する）ものも少なくない。写本⑦はその『松本開基』の内題が消滅した（仁科開基」と『松本開基』が一体化した）写本の代表例であるが、当該写本の「宝永三年」注記は後半の『松本開基』に相当する部分にも及んでおり、宝永三年には既に一体化は発生していたと見られる。そうだとすると、宝永三年に至るまでに『仁科開基』『松本開基』の合写」と（一体化）の二段階を経ていることになるため、『仁科開基』自体の成立時期は宝永三年にあまり近接しない頃と推測される。『仁科開基』末尾が仁科盛信討死で打ち切れられ、その後の木曾氏・小笠原氏・石川氏らの筑摩・安曇郡支配が直接続けて記されないという点を仮に重視する場合、仁科盛信討死から遠くない時期の成立と考えることも可能である。

(10)

細川恒、注3前掲論文、一四頁。傍線稿者。

(11)

樺川村誌編纂委員会編『木曾・樺川村誌 第二巻 原始・古代・中世編 村に根づいた人々』（樺川村、一九九三年）郷道哲章氏担当部分。郷道氏の田村麻呂関係の論には他に、郷道哲章「田村麻呂・田村丸・田村利仁」信濃における田村麻呂伝承の虚実」（『信濃』第五十三巻第十二号、二〇〇一年十二月）がある。

(12)

細川恒「八面大王伝説」における流布の問題」（『信大國語教育』第八号、一九九九年二月）三八頁。

(13)

『仁科開基』と『信州築魔八幡宮演儀』のどちらが文献として

の成立が先かは現段階では不明である。ただ、『信州築魔八幡宮演儀』の文献としての成立時期については、冒頭に「大日本国中山道信濃国十二郡」と「中山道」の語が見えることから近世に入ってからである、牛山佳幸「田村麻呂伝説と清水寺信仰」とくに信濃における成立時期とその背景―(速水侑編『日本社会における仏と神』吉川弘文館、二〇〇六年)が指摘している。

(14) 「吉田殿」が吉田家に相当することは、『安史史料叢書』第四輯の書目解題でも指摘される。

(15) 『信府統記』の八面大王の記事では割注の形で穂高神社の縁起(「仁科開基」には存在しない)が紹介されており、そこには「穂高ノ縁起ニ曰、人皇四十九代光仁天皇ノ御宇、義死鬼ト云フ東夷、神領ヲ掠メ宮社ヲ焼亡シ万民ヲ悩乱セシムルニ依テ、桓武天皇ノ勅命ニテ、延暦年中田村利仁東夷ヲ追討スト云々」と田村利仁の「義死鬼」討伐が語られる。また、享保八年(一七三三)成立の『有明開山略記』(熊原政男「登山の夜明け」(朋文堂、一九五九年)所収)にも「いにしへ魏石鬼といひし鬼神すみ、人民をなやまししに、時の將軍田村利仁公、勅を請ひ、魏石鬼退治の立願に、不動尊の御堂建立成し給ふ」とやはり田村利仁の「魏石鬼」討伐が記されている。なお、諏訪の田村麻呂伝説は『諏方大明神画詞』(延文元年(一三五六)成立)のもの(田村麻呂が「高丸」を討伐する)がよく知られるが、牛山佳幸氏は注13前掲論文で、『諏方大明神画詞』が京都で成立したものであるという理由から、「むろん

この時点で、信濃国内に田村麻呂伝説が流布していたことを示すものではない」(一五七・一五八頁)とする。ただし、中世の諏訪在地の縁起である『諏訪神道縁起』や『諏訪上社物忌令』にも「高丸」の話が見えるため、田村麻呂伝説は少なくとも信濃国筑摩郡の隣の諏訪郡には古くから定着していたと考えられる。

(16) 信濃教育会北安曇部会編『北安曇郡郷土誌稿』第二輯「口碑伝説篇」第二冊(郷土研究社、一九三〇年)一二二頁。

(17) 細川恒、注3前掲論文、二五―二七頁。

(18) 松本市林にかつて存在した慈眼寺の「金華山慈眼寺縁起」(梓水野人「京留守別當に就て」『信濃』第一次』第三卷第二号、一九三四年二月)所引)を見ると、そこには「于奥築魔安曇両郡之守護職雨宮藤原緒継云人在。是者、昔日將軍田村丸当国有明山天庁方沢之魏石鬼退治之時、下着玉副使之一人也。正使田村丸、副使吉田内麻呂郷者帰京矣。雨宮殿一人留此地而領両郡云々」と、正使田村丸と副使雨宮藤原緒継・吉田内麻呂が魏石鬼を退治したという、『信州築魔八幡宮演儀』と類似しつつも田村麻呂や鬼の名を明示する話が記されている。それを踏まえると、『仁科開基』のような田村麻呂単独の魏石鬼八面大王討伐の話が、後に『金華山慈眼寺縁起』のように副使として雨宮・吉田が付随する話になり、さらにそれが変化して雨宮・吉田が主体で泉小次郎も参戦する『信州築魔八幡宮演儀』となった、という流れが想定される。なお、以上のことは『信府統記』第十七「安曇筑摩両郡旧俗

伝」および第十九「松本領諸社記」に収載される筑摩八幡宮縁起(『信州築魔八幡宮演儀』を簡略化したような内容を持つ)にもおおよそ当てはまることである。

(20) 他に類似した内容の文献に、『安筑史料叢書』第四輯所収の『筑摩安曇古城開基』があるが、これは同叢書書目解題にある通り十八世紀中頃以降のものと思しい。その書名からして「筑摩安曇両郡開基」などの写本名を持つ『仁科開基』を下敷きにしていると見られる。本稿と関わる伝説部分を取り上げれば、白童を「人皇八代孝元天皇の御宇に天下りしたちからをの命」、犀牛を「地神五代のうかやふきあわせづの命の御宇に出現せし玉より姫の化身」、泉小太郎を「戸隠山宝光院ごんげんの化身」「川合明神」とする点などに特色があり、このうち手力雄命が孝元天皇の時代に天降ったとするのは『先代旧事本紀大成経』神皇本紀上巻下の影響(直接的には、それを引用する戸隠山別当乗因の『戸隠山神領記』といった文献の影響か)を受けたものである。

(21) 牛山佳幸、注13前掲論文、一五二・一五三頁。

(22) 『仁科濫觴記』の引用は、仁科宗一郎『安曇の古代―仁科濫觴記考―』(柳沢書苑、一九七二年)所収の翻刻による。割注は隅付き括弧で示した。

(23) なお、伝説を武田氏が作らせたという牛山氏の仮説は、その他の『信府統記』(非『仁科開基』)と『信州築魔八幡宮演儀』の伝説についても当てはまるものとして説かれているが、そちららに關しても再考の余地がある。牛山氏は、『信府統記』の

八面大王伝説については、田村麻呂が京へ引き上げる際に「等々力女蕃允」を現地に残し置いたという記述が、信玄の安曇郡平定後に仁科氏の有力被官である等々力氏(等々力次右衛門尉)が登用されたことを下敷きとしていると説く。また、『信州築魔八幡宮演儀』の魔道王伝説については、その冒頭にある「信濃十二郡」という表現が木曾を二郡と数える戦国期(特に武田氏)独特の理解の仕方であること、戦国期頃の実態を反映したような首実検の記述があること、魔道王の討伐者の一人「兩宮殿」と同じ兩宮姓の者が武田家臣団の中に少なくとも十人程はいたことを指摘し、この伝説が「武田方によって作成、流布されたことを暗示している」とする。しかし、

武田氏と関わる(と牛山氏が指摘する)要素は、『信府統記』の八面大王伝説と『信州築魔八幡宮演儀』の魔道王伝説との間で共通して存在するものがなく、両伝説のそれぞれ異なる箇所異なる内容で現出している。仮に武田氏という一つの主体が能動的に伝説を作成したとすると、なぜ「八面大王伝説」と「魔道王伝説」のような形で異なる内容の伝説が存在し、それぞれの異点ごとに異なる形で武田氏の要素が内在しているのかという点の説明が必要となるが、現状ではそれを根拠付けて説明するのは困難である。これはむしろ、元から存在した伝説が時代の経過により展開変容する中において、戦国時代(武田氏の統治下)を経たことでその時代相(武田氏の支配による間接的影響など)が八面大王伝説と魔道王伝説それぞれに部分的に反映されたということを示すものと解

釈するのが、伝説のあり方としては自然であると考えられる。牛山氏の論は、そうした伝説の変容の実例を指摘したものと捉え直すことができる。

(24)

こうした内容を持つ『仁科濫觴記』について、物語の主要な舞台となる長野県大町市の自治体史『大町市史』は、『その成立の時期についても、はっきりしたことはわからないが、まず江戸時代後期、それもかなり幕末に近いころではないかと思われる。『仁科濫觴記』が書かれると、大町地方の神官や、一部の人士の間にかなり反響があつたらしく、筆写されたり、この書の内容に従つて、本来の祭神のほかに仁品王や、その妻妹耶姫などを併祀する社が現れたり、その内容を無批判に史実とする弊を、一部に残した」(大町市史編纂委員会編『大町市史』第三卷 近世 本編(大町市、一九八六年)七八六頁)と述べる。

(25)

『諏訪の本地』諸本の情報は、徳田和夫・間枝遼太郎『学習院女子大学図書館蔵『諏訪御本地』解説と翻刻』(『学習院女子大学紀要』第二十五号、二〇一三年三月)参照。

〈付記〉

貴重な資料の利用に際しご高配を賜った各関係機関に厚く御礼申し上げます。

(まえた) りょうたろう・日本学術振興会特別研究員(PD)